

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業許可申請(新規・更新・変更許可)に要する 申請書、添付書類等一覧表【栃木県・法人用】

※令和5(2023)年3月13日適用 審査基準に基づく

◇書類の作成部数：正副2部作成し、副本を申請者の控えとしてください。(副本は、正本の白黒コピーで差し支えありません)				
◇書類のとり方：左側に2穴を開け、下表の順番に並べ、とじひも等でとじてください。(ファイルとじ、インデックスの貼付、仕切り紙は不要です)				
【申請書】○産業廃棄物収集運搬業(新規・更新)…様式第6号(第9条の2関係)	<申請手数料の納付方法> (円)			
○産業廃棄物収集運搬業(変更許可)…様式第10号(第10条の9関係)		新規	更新	変更許可
○特別管理産業廃棄物収集運搬業(新規・更新)…様式第12号(第10条の12関係)	産 廃	81,000	73,000	71,000
○特別管理産業廃棄物収集運搬業(変更許可)…様式第16号(第10条の22関係)	特 管	81,000	74,000	72,000

申請書及び添付書類 ※欄内に斜線(/)が引いてある書類は、提出を要しません

法 人	新 規	更 新	許 可 更 変	主 な 確 認 事 項 (ほかの内容についても、証明書類等との整合などを確認)	チェック欄	補正記録
○申請書(申請の種類に応じて、上記の様式から選択) ※押印は不要(行政書士が作成した場合は、記名して職印を押印) ※第1面の裏面に「栃木県収入証紙貼付欄」を印刷して貼付 ※郵送でも、第1面の日付は空欄とせず、発送日等を記入する (ただし、県への実際の送達日が受付日となります)				・申請先が栃木県知事 ・必要な手数料分の栃木県収入証紙が貼付されている ・申請者等の記載が、商業登記事項証明書等のおり ・郵便番号、電話番号、FAX番号の記載に漏れがない ・(行政書士が作成した場合)行政書士の記名及び職印	<input type="checkbox"/>	
○委任状(※行政書士等の第三者に委任する場合) ※押印				・申請書作成、提出、補正、許可証受取など内容を明記	<input type="checkbox"/>	
○添付を省略できる書類の一覧表(栃木県)(※省略する場合)				・所定の事項を記入して「省略する方の申請書」に添付	<input type="checkbox"/>	
○変更事項確認書(栃木県)	/			・確認の結果、変更が生じていた場合は、変更届も提出	<input type="checkbox"/>	
○添付書類				・定款の「目的」と「決算期」が最新の内容でない場合、変更を決議した株主総会等の議事録の写しを添える	<input type="checkbox"/>	
1. 定款又は寄付行為 ※最新の内容のもの。原本証明は不要				・履歴事項全部証明書の原本を提出 ・申請日前3月以内に発行された最新の内容のもの	<input type="checkbox"/>	
2. 商業登記法第10条に規定する登記事項証明書 (以下、「商業登記事項証明書」という。) ※履歴事項全部証明書				3. 申請日前3月以内に発行された最新の内容のもの ・全員分が揃っている	<input type="checkbox"/>	
3. 住民票抄本(本籍地(外国人は国籍等)が記載されたもの。個人番号が記載されていないもの(やむを得ない場合はマスキング))				4. 証明書のタイトル: 登記されていないことの証明書 ・申請日前3月以内に発行された最新の内容のもの ・全員分が揃っている	<input type="checkbox"/>	
4. 成年被後見人等に係る登記事項証明書 ※ 3、4については次の①～③の全員分が必要 ①役員(監査役、相談役、顧問等を含む。) ②発行済株式総数100分の5以上の株主又は出資者 ③政令で定める使用人				・「成年被後見人、被保佐人」に該当していない証明	<input type="checkbox"/>	
5. 法人が株主又は出資者として100分の5以上出資している場合、その法人の商業登記事項証明書 ※履歴事項全部証明書				・履歴事項全部証明書の原本を提出 ・申請日前3月以内に発行された最新の内容のもの	<input type="checkbox"/>	
6. 申請時点で有効な本県の許可証の写し	/			・有効期限満了日(年 月 日)以前の申請	<input type="checkbox"/>	
7. (申請時点で有効な宇都宮市の許可がある場合)許可証の写し					<input type="checkbox"/>	
8. 【様式第6号の2(第1面)】 事業の全体計画、取り扱う産業廃棄物 ※排出事業場、運搬先のいずれかは栃木県内である必要あり	/			・栃木県内で産業廃棄物の収集運搬を行うもの ・申請書(又は別表)に記載の産業廃棄物と整合する ・運搬先に、具体的な処理施設名と所在地を記載する	<input type="checkbox"/>	
水銀使用製品産業廃棄物等に係る申出 ※対象に限定あり	/			・優良産廃処理業者のうち許可証に水銀使用製品産業廃棄物等に係る記載がない者のみ添付	<input type="checkbox"/>	
石綿含有産業廃棄物(汚泥)に係る申出 ※対象に限定あり (※水銀・石綿の申出ともに、特管収集業許可申請は対象外)	/			・申出は、令和3(2021)年8月10日以降最初の許可証の書換え(更新、変更許可、変更届のいずれか)まで可能	<input type="checkbox"/>	
9. 既に取得している処理業の許可のうち、当該事業計画に関係する都道府県市の許可証の写し	/			・許可の内容、産業廃棄物の種類が計画と整合する ・(許可申請中の場合)受理印のある申請書の写し	<input type="checkbox"/>	
10. 【様式第6号の2(第2面)】運搬施設の概要(トラクタ、セミトレーラーはそれぞれ1台とする) ※土砂等禁止の車両は品目に限定				・性状に応じ適正に運搬できる車両→裏面に【参考例】 ・(特管: 感染性廃棄物の場合) 冷凍冷蔵車、保冷車	<input type="checkbox"/>	
11. 駐車場の付近の見取図 ※様式任意(例: 3km圏内の地図)				・近隣の主要道路や交差点、公共物の位置が明らかな	<input type="checkbox"/>	
12. (駐車場の土地を所有している場合)駐車場として使用する土地の不動産登記法第119条に規定する不動産登記事項証明書	/			・駐車場がある土地の全ての地番について原本を添付 ・証明書の所有者欄に申請者名が記載されている	<input type="checkbox"/>	
13. (駐車場の使用権原のみを有する(他者から借りている)場合) 使用貸借又は賃貸借契約書の写し ※無い場合、覚書の写し等	/			・駐車場がある土地の全ての地番を含む内容の契約 ・継続的に使用権原を有する(契約期間の整合、更新可)	<input type="checkbox"/>	
14. 運搬車両の自動車検査証等の写し ※全車両について提出 ※継続的な使用権原を有すること(半年以上を目安) ※申請者以外が使用者→賃貸借契約書等の写しを添付				・申請日時点において有効期限内 ・申請者が使用者(使用者の記載がない場合は所有者) ・(申請者以外が使用者)賃貸借契約書等の写しを添付	<input type="checkbox"/>	
15. 【様式第6号の2(第4面)】収集運搬業務の具体的な計画	/			・運搬車両ごとの用途(運搬する産業廃棄物)が適切	<input type="checkbox"/>	
16. 【様式第6号の2(第5面)】環境保全措置の概要	/			・飛散流出防止、悪臭対策等に講じる措置が適切	<input type="checkbox"/>	
17. 【様式第6号の2(第6面)】運搬車両の写真(トラクタ、セミトレーラーはそれぞれ1台とする) ※全車両について1台ごとに作成 ※既に許可番号を有している場合、所定の表示があること	/			・車両全体を「前方と側方」又は「斜め前方と斜め後方」から撮影した写真(車両全体の写真で所定の表示が確認できない場合は、表示内容が確認できる写真を追加)	<input type="checkbox"/>	
18. 【様式第6号の2(第7面)】収納容器等の写真※使用しない場合不要 ※変更許可申請の場合、追加品目の収納容器等のみ添付	/			・使用する収納容器等又は運搬機材が、産業廃棄物の性状に適している→裏面に【撮影方法】、【参考例】	<input type="checkbox"/>	
19. 【様式第6号の2(第8面)】事業の開始に要する資金の総額、調達方法等					<input type="checkbox"/>	
20. 【様式第6号の2(第10面)】誓約書(申請者が法第14条第5項第2号イからへに該当しないことを誓約するもの) ※押印は不要				・宛名が栃木県知事 ・日付、住所、名称及び代表者の記載に漏れがない	<input type="checkbox"/>	
21. 直前3年の各事業年度における①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書、④個別注記表				・直近3年分が全て揃っている ・追加書類の要否について確認→裏面に【判定表】	<input type="checkbox"/>	
22. 直前3年の各事業年度における法人納税証明書(その1・納税額等証明書) ※「税務署(国税庁)」で発行				・直近3年分が全て揃っている ・「未納税額欄」が全て「0円」	<input type="checkbox"/>	
23. 【収支計画様式】今後5年間の収支計画(※必要な場合のみ)				・(新設法人等で3年間の決算実績がない場合)添付する ・(No.21の確認の結果、必要な場合)添付する	<input type="checkbox"/>	
24. 中小企業診断士等が作成した診断書類(※必要な場合のみ)				・(No.21の確認の結果、必要な場合)添付する	<input type="checkbox"/>	
25. (公財)日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会の修了証の写し ※有効期間: 新規講習会 5年間、更新講習会 2年間				・当該業務を統括する役員(監査役を除く)又は政令で定める使用人が必要な講習を修了→裏面に【早見表】	<input type="checkbox"/>	

その他の提出物

○申請書の副本(※持参: 副本の全体、郵送: 申請書の第1面のみ)				・(郵送の場合)宛名記載、切手貼付済の返信用封筒も	<input type="checkbox"/>	
○許可証を郵送希望の場合) 宛名記載のレターパックプラス(520円)					<input type="checkbox"/>	

※積替・保管を行う場合やPCB廃棄物を取り扱う場合、優良産廃処理業者認定申請を行う場合は、上記以外にも提出書類があります。【審査基準等を参照】

【運搬車両、容器の参考例】

※飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれのないよう、下表を参考に適正に対応すること。

産業廃棄物	運搬車両(※直積み)の参考例	容器の参考例
燃え殻、ばいじん、鉱さい	水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車	蓋付きドラム缶(オープンドラム)、フレコンバッグ
汚泥	水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車、タンク車	蓋付きドラム缶(オープンドラム)
廃油	タンク車	ドラム缶(クローズドラム)
廃酸、廃アルカリ	耐腐食性のタンク車	ケミカルドラム(クローズドラム)、プラスチック容器(※蓋をする)
動植物性残さ、動物系固形不要物、動物の死体	水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車	蓋付きドラム缶(オープンドラム)
動物のふん尿	タンク車	蓋付きドラム缶(オープンドラム)
石綿含有産業廃棄物(汚泥以外)	ダンプ車(※荷台に仕切り)	フレコンバッグ
石綿含有産業廃棄物(汚泥)	ダンプ車(※容器に収納の上)	(※二重こん包後)堅牢なドラム缶
水銀使用製品産業廃棄物	ダンプ車(※容器に収納の上)	オープンドラム缶(※緩衝材使用)

○容器の撮影方法:全体が明確に確認できること。内部の撮影が可能なものについては、その写真も添付する。

【経理的基礎の審査に関する追加書類の判定表】※新設法人等で「3年間の決算実績がない」場合は、2へ

判定項目 (※当てはまる場合を○とする)	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
①直前の事業年度が債務超過	○	○	○	○	×	×	×	×
②直前の事業年度の当期純利益がマイナス	○	○	×	×	○	○	×	×
③直前3年の事業年度の当期純利益の平均がマイナス	○	×	○	×	○	×	○	×
判定結果	i		ii				iii	

1 判定結果が i 又は ii に該当する場合には、それぞれ以下の書類を提出すること。(iii は対象外)

- i・中小企業診断士、公認会計士、税理士又は行政書士(行政書士は、栃木県行政書士会が行う産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会修了者(修了証の有効期間内のものに限る。)で、当該許可申請書の作成又は申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士に限る。)が作成した診断書類及び当該診断書類に基づく改善策
 - ・当該診断書類等に基づく改善策を記載した「【収支計画様式】今後5年間の収支計画」
- ii・①～③のいずれかに該当した理由と改善策を記載した「【収支計画様式】今後5年間の収支計画」

2 新設法人等で3年間の決算実績がない場合は、以下の書類を提出すること。

- ・申請時点までに決算実績のある「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」及び「法人税の納税証明書(その1・納税額等証明用)」に加えて、「【収支計画様式】今後5年間の収支計画

【受講が必要な講習会の早見表】

[修了証の有効期間] 新規講習会:5年間、更新講習会:2年間 ※申請日時点で有効なものを添付すること。

申請内容 講習内容	産業廃棄物収集運搬業申請			特別管理産業廃棄物収集運搬業申請		
	新規	更新	変更許可	新規	更新	変更許可
産廃収運新規	○	○	(*3)	×	×	×
特管収運新規	○	○	(*3)	○	○	(*3)
産廃・特管収運更新	○(*1)	○	(*3)	○(*2)	○	(*3)

(*1)・・・他県において既に産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合

又は本県において特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合に限る。

(*2)・・・他県において既に特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合に限る。

(*3)・・・直前の許可申請(新規・更新)の際に添付した修了証の写しを添付すること。